平成３０年（フ）第７９号
沖縄県那覇市久米１丁目２番６号　三笠ビル301
債務者　松元　和子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１５号
青森県弘前市大字南富田町４番地３　富田スカイマンション105号
債務者　三浦　亮
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２０７号
千葉県松戸市常盤平２丁目23番地　常盤平公団住宅１街区１棟402号
債務者　渡邊　佑
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２８号
千葉県松戸市稔台１丁目６番地の７　サンドリーム102号
債務者　成見　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４７号
千葉県流山市大字東深井306番地の13
債務者　石井　隆之
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４９号
千葉県野田市山崎2703番地　野田山崎県営住宅３棟203号
債務者　望月　信平
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３号
奈良県五條市野原東２丁目９番12号　２号棟104号、住民票上の住所奈良県五條市大塔町中井傍示364番地
債務者　田中　智博
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第４号
奈良県五條市今井町543番地の１　白鹿荘２階12号
債務者　阪本　秀代
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第５号
奈良県吉野郡大淀町大字北野64番地の３
債務者　宮元　昭夫
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第５５号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1021番地５　公営千歳団地５－１
債務者　安藤　尚貴
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市浦郷町４－42東ドミトリー234、申立時の住所青森県黒石市追子野木３丁目33番地
債務者　工藤　康太
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１７９６号
名古屋市中区千代田４丁目８番28号、従前の住所名古屋市千種区池上町３丁目10番地の５
債務者　前田　憲孝
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９号
北海道小樽市オタモイ１丁目13番３号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目14番26号
債務者　福沢　利子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１６２号
仙台市太白区金剛沢２丁目５番３号　スカイハウス103
債務者　伊東　由浩
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
仙台市太白区金剛沢２丁目５番３号　スカイハウス103
債務者　伊東亜梨沙（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
仙台市泉区長命ケ丘５丁目12番地の１　ロイヤル青葉206
債務者　神宮司久美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係